

## **I. 重要な会計方針**

### **1. 有形固定資産等の減価償却の方法**

- ① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）  
定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産  
定額法を採用しております。
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

### **2. 引当金の計上基準及び算定方法**

- ①賞与引当金  
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びこれに係る法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。
- ②退職手当引当金  
本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が自己都合退職した場合の退職手当要支給額を計上しております。

### **3. リース取引の処理方法**

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。

- ① ファイナンス・リース取引
  - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
  - イ ア以外のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

### **4. 資金収支計算書における資金の範囲**

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

## 5. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

### ① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

### ② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しております。

### ③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しております。

## II. 重要な会計方針の変更等

### 1. 表示方法の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」の表示方法に合わせるため、大幅な表示の変更を行っております。

## III. 重要な後発事象

該当なし

## IV. 重要な偶発債務

該当なし

## V. 追加情報

### 1. 出納整理期間について

地方自治法 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（平成 28 年 4 月 1 日～5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

### 2. 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

3. 繰越事業に係る将来の支出予定額

該当なし

4. 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

該当なし

5. 区分基準（修繕費支弁基準）

修繕費のうち資本的支出とする金額の判断基準について区分基準を規定しており、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱っております。

6. 基金借入金（繰替運用）の残高

該当なし

7. 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分には本組合が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、余剰分（不足分）は、純資産の金額から固定資産等形成分を控除した金額を計上しており、残高が整数であれば余剰分として費消可能な資源の蓄積を意味します。

- ① 固定資産等形成分は、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。
- ② 余剰分（不足分）は、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

8. 基礎的財政収支

業務活動収支	△53,337	千円
支払利息支出	—	千円
投資活動収支	53,700	千円
基礎的財政収支	363	千円

9. 既存の決算情報との関連性

地方自治法第233条の規定に基づく決算情報との関連性  
ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識していません。

繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	196,646 千円	195,665 千円
繰越金に伴う差額	△619 千円	－千円
資金収支計算書	196,027 千円	195,665 千円

#### 10. 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	△53,337 千円
退職手当引当金の増減額	686 千円
賞与引当金の増減額	△34 千円
<hr/>	
純資産変動計算書の本年度差額	△52,685 千円

#### 11. 重要な非資金取引

賞与引当金	708 千円
退職手当引当金	8,807 千円